

恵庭市告示第55-4号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、恵庭市会計規則（平成9年規則第11号）第30条第1項の規定に基づき、下記の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年4月1日

恵庭市長 原 田



1. 委託事務

キャッシュレス決済収納業務

2. 指定納付受託者の住所及び名称

札幌市中央区南8条西8丁目523番地
株式会社札幌北洋カード

3. 指定納付受託者を指定した日

令和7年4月1日

4. 指定納付受託者に納付させる歳入等の種類

恵庭市役所恵み野出張所・島松支所の窓口での手数料等支払いのうちキャッシュレスでの決済手段にて収納された手数料等

5. 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間

令和7年10月1日～令和8年3月31日